

東松戸まちづくり用地活用事業推進支援業務委託 プロポーザル実施要項

1. 業務の概要

(1) 名称

東松戸まちづくり用地活用事業推進支援業務

(2) 業務内容

「東松戸まちづくり用地活用事業推進支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 3 月末日まで

(4) 委託金額

委託料上限額 8,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2. 応募資格

応募資格を有する者は、次の条件を全て満たすこと。

- ① 平成 29 年度松戸市入札参加業者資格者名簿において、測量・コンサル入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ② 一級建築士または技術士（建設部門・都市及び地方計画）もしくはシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）（都市計画及び地方計画部門）の資格を有する者が在籍し本業務に従事すること。
- ③ 不動産鑑定士の資格を有する者が在籍し本業務に従事すること。
- ④ 平成 29 年 4 月 1 日から起算して過去 10 年の間に完了した業務委託のうち、国及び地方公共団体、その他の公的機関等において、2,000 ㎡以上の土地を対象とする定期借地権制度等を活用した民間活用事業に係る推進支援業務を請け負った実績があり、事業者公募・選定委員会の運営支援等にも精通していること。
- ⑤ 本業務を円滑かつ的確に遂行するため、土地評価、企業誘致、再開発、建築、コンバージョン等に関する知識を有し、かつ④の業務経験を有する者を主任技術者として選任するとともに、主任技術者及び担当者に事故等のある場合に支障のないよう業務実施体制を整えること。
- ⑥ 応募書類の提出日において、本市の指名停止処分を受けていないこと。
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ⑧ 国税、都道府県民税及び市町村民税の滞納がないこと。

- ⑨ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続中の事業者でないこと。
- ⑩ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- ⑪ 松戸市暴力団排除条例（平成 24 年松戸市条例第 2 号）第 9 条に規定する排除の対象となっていないこと。

3. 主なスケジュール

内容	日程
公募開始	平成 29 年 4 月 18 日（火）
質問書の受付締切	平成 29 年 5 月 9 日（火）
質問への回答	平成 29 年 5 月 12 日（金）（予定）
応募書類の受付締切	平成 29 年 5 月 18 日（木）
選定結果の通知	平成 29 年 5 月 31 日（水）（予定）

4. 質問の受付及び回答

(1) 質問の提出方法

質問書（別紙 2）に質問事項を記載の上、電子メールで送付し、電話で確認を行うこと。

- ① 提出先：「9. 担当事務局」に記載の電子メールアドレス
- ② 受付期間：平成 29 年 5 月 8 日から 5 月 9 日の午後 4 時 30 分まで

(2) 質問の回答方法

質問及びその回答の内容は、平成 29 年 5 月 12 日（予定）に本市ホームページ上にて公開する。なお、意見表明と解されるものについては、回答しない。

5. 参加手続き

(1) 提出書類

- ① 参加申込書：様式 1。
- ② 会社概要書：任意様式。自社作成済みのものでも可とする。
- ③ 業務実績調書：様式 2。「2. 応募資格」(1)④の条件に該当する実績について直近のものから 4 件を上限に記載すること。ただし、同一または同一とみなしうる業務を複数年度にわたり従事した場合は、これを 1 件として扱うものとする。なお、発注者、業務の概要及び応募者が当該業務を行ったことが確認できる資料を添付すること。

④ 企画提案書：任意様式。A4 版片面 5 頁以内（厳守）に次の事項に関する提案を順次記載すること。

(ア) 業務の実施方針、体制及び工程について

(イ) 業務遂行上の課題とその解決方法について

(ウ) 応募者の持つ技術力やノウハウの活用について

⑤ 配置技術者調書：様式 3。配置を予定している管理技術者及び担当技術者すべてについて記載すること。協力会社がある場合も同様とする。

⑥ 参考見積書：任意様式。消費税を含む金額を記載するとともに、積算内訳を記載すること。なお、宛先は松戸市とし、記名押印の上、作成すること。

⑦ 協力会社概要書：様式 4。協力会社がある場合について記載すること。なお、既存の会社概要資料を別添とすることを可とする。

(2) 提出部数

提出書類は、①～⑦の順にインデックスを付けて正本 1 部を A4 版フラットファイル等に綴り、ファイル前面及び背面に事業者名を記載すること。ただし、上記③業務実績調書及び④企画提案書については写しをそれぞれ 5 部提出すること。

(3) 提出方法

「9. 担当事務局」に直接持参し、提出すること。

(4) 提出期間

平成 29 年 5 月 17 日から 5 月 18 日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで

6. 審査

(1) 審査方法

本市が設置する審査委員会において以下の評価項目及び配点に基づき採点し、審査を行う。参考見積金額は、評価の対象としませんが、評価点が高点の場合には、見積価格の低い方から上位の順位とする。審査は実名で行う。

審査の結果、優先交渉権者を選定するとともに第 2 位以下の交渉順位を決定するが、審査委員の採点結果の平均値が 60 点に満たないものは選外とする。

評価項目	該当書類	配点
業務実績	業務実績調書	20
取組方針及び提案内容等	企画提案書	70
配置技術者・協力会社	配置予定技術者調書、協力会社概要書	10
合計		100

(2) 通知方法

選定結果については、平成 29 年 5 月 31 日（予定）に本市ホームページ上にて公開するとともに、全ての応募者に対して郵送にて通知する。

7. 契約

(1) 契約手続き

優先交渉権者として選定された事業者に対し、地方自治法第 234 条に定める随意契約により速やかに契約手続きを進めるものとする。なお、優先交渉権者が応募資格を満たさないことが判明した場合、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次順位者と交渉するものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし松戸市財務規則第 143 条第 3 項第 4 号に規定する延納が認められる場合に担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、松戸市財務規則第 143 条第 3 項第 1 号の規定より本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合も契約保証金の納付を免除する。

8. その他

- ① 応募者は、応募書類の提出をもって、本実施要項の記載内容を承諾したものとする。
- ② 応募に要した経費は、全て応募者の負担とする。
- ③ 同一及び同一とみなしうる応募者の複数応募を禁止する。共同企業体での応募の場合における、構成員についても同様とする。
- ④ 応募者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。
- ⑤ 応募者が、本業務の一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ再委託に関する事項を提出書類（様式 4）に記載しなければならない。
- ⑥ 応募者が、契約締結後に再委託先の変更等を行う場合には、再委託先に関する事項を明らかにした上で本市の承認を受けなければならない。
- ⑦ 応募書類提出後の応募書類の変更はできないものとし、提出された応募書類の返却は行わない。
- ⑧ 応募書類の著作権は応募者に帰属し、本市はその内容について無断使用は行わない。ただし、本市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象公文書として原則開示する。
- ⑨ 本市は、取得した個人情報について受託者の審査・決定に係る目的以外に使用せず、第三者に情報提供しない。

9. 担当事務局

松戸市総合政策部公共施設再編課 (担当) 小松、杉本

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387 番地の 5

☎ : 047-701-5217

E-mail: mckoukyou@city.matsudo.chiba.jp